

# 参議院文教科学委員会會議録第七号

平成二十四年六月二十日(水曜日)

午前十時開会

委員の異動

六月十九日

辞任

森 ゆうこ君

補欠選任

大島九州男君

六月二十日

辞任

はた ともこ君

補欠選任

蓮 舫君

草川 昭三君

山本 博司君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

野上浩太郎君

鈴木 寛君

那谷屋正義君

橋本 聖子君

水落 敏栄君

委員

大島九州男君

神本美恵子君

齋藤 嘉隆君

谷 亮子君

藤谷 光信君

蓮 舫君

石井 浩郎君

上野 通子君

熊谷 大君

義家 弘介君

長沢 広明君

山本 博司君

柴田 巧君

自見庄三郎君

横峯 良郎君

国務大臣

文部科学大臣 平野 博文君

副大臣

文部科学副大臣 高井 美穂君

大臣政務官

文部科学大臣政務官 神本美恵子君

事務局側

常任委員会専門員 古賀 保之君

本日の会議に付した案件

○著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(野上浩太郎君) ただいまから文教科学委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、森ゆうこ君が委員を辞任され、その補欠として大島九州男君が選任されました。

また、本日、草川昭三君及びはたとともこ君が委員を辞任され、その補欠として山本博司君及び蓮舫君が選任されました。

○委員長(野上浩太郎君) 著作権法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。——別に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

著作権法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(野上浩太郎君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決

すべきものと決定いたしました。

この際、鈴木君から発言を求められておりますので、これを許します。鈴木寛君。

○鈴木寛君 私は、ただいま可決されました著作権法の一部を改正する法律案に対し、民主党・新緑風会、自由民主党・たちあがれ日本・無所属の会、公明党、みんなの党、国民新党及び新党大地・真民主の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

著作権法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、障害者の情報アクセスを保障し、情報格差を是正する観点から、録音図書等の作成を行うポランテニア活動がこれまでに果たしてきた役割に鑑み、ポランテニア団体が法人格の有無にかかわらず円滑にその活動に取り組みよう努めること。

二、視覚障害者等への情報提供の充実に資するため、作成された録音図書等が有効活用できるよう、視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う者のネットワークの構築に努めること。

三、違法なインターネット配信等による音楽・映像を違法と知りながら録音・録画することの防止の重要性に対する理解を深めるための啓発等の措置を講ずるに当たって、国及び地方公共団体は、有償著作物等を公衆に提供し、又は提示する事業者と連携協力を図り、より効果的な方法により啓発等を進めること。

四、有償著作物等を公衆に提供し、又は提示する事業者は、インターネット利用者が違法な

インターネット配信等から音楽・映像を違法と知りながら録音・録画することを防止するための措置を講ずるよう努めること。

五、著作権法の運用に当たっては、犯罪構成要件に該当しない者が不当な不利益を被らないようにすることが肝要であり、とりわけ第一百九条第三項の規定の運用に当たっては、警察の捜査権の濫用やインターネットを利用した行為の不当な制限につながらないよう配慮すること。

六、付随対象著作物の利用に係る規定である第三十条の二、検討の過程における利用に係る規定である第三十条の三、技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用に係る規定である第三十条の四及び情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用に係る規定である第四十七条の九については、関係者からその具体的な内容が条文からだけでは分かりにくいとの意見等があることを踏まえ、これらの規定の対象となる具体的な行為の内容を明示するなど、その趣旨及び内容の周知を図ること。

七、国立国会図書館による図書館資料の自動公衆送信等に係る規定の運用に当たっては、出版市場、とりわけ今後の発展が期待されている電子書籍市場等に不当な影響を与えないよう留意すること。

八、デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、情報化が急速に進展する中、著作権に関する知識が多くの国民にとって必要不可欠のものになっていくことに鑑み、学校等における著作権教育の充実や国民に対する普及啓発活動に努めること。

右決議する。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(野上浩太郎君) ただいま鈴木君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(野上浩太郎君) 全会一致と認めます。

よって、鈴木君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、平野文部科学大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。平野文部科学大臣。

○国務大臣(平野博文君) ただいまの決議につきまして、その趣旨に十分留意をいたしまして、対処してまいりたいと存じます。

○委員長(野上浩太郎君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(野上浩太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時六分散会

六月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、教育費負担の公私間格差を無くし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願(第一八四八号)

一、教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願(第一八七九号)(第一九六三三号)

一、原発事故によるあらゆる被害の完全補償、原状復帰に関する請願(第一九六四号)

一、文化芸術政策を充実し、国の基本政策に据えることに関する請願(第一九六五号)

第一八四八号 平成二十四年六月十三日受理  
教育費負担の公私間格差を無くし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願

請願者 神戸市垂水区西舞子九ノ一三ノ一  
一 島田百合子 外八万四十三名

紹介議員 徳永 久志君

この請願の趣旨は、第八九四号と同じである。

第一八七九号 平成二十四年六月十三日受理

教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願

請願者 北海道中川郡幕別町緑町一〇ノ九  
三 堂前ゆかり 外九百九十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一九六三号 平成二十四年六月十四日受理

教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願

請願者 札幌市東区北二十五条東一九ノ七  
ノ一五ノ二〇五 梅内直美 外一  
万三千九百九十九名

紹介議員 長谷川 岳君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一九六四号 平成二十四年六月十四日受理

原発事故によるあらゆる被害の完全補償、原状復帰に関する請願

請願者 静岡県三島市南二日町二八ノ二九  
柴原英子 外千二百五十九名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一一一二号と同じである。

第一九六五号 平成二十四年六月十四日受理

文化芸術政策を充実し、国の基本政策に据えることに関する請願

請願者 東京都渋谷区広尾二ノ一七ノ二六  
宮本亜門 外五百二十九名

紹介議員 橋本 聖子君

この請願の趣旨は、第一一七六号と同じである。